

健康保険の被扶養者状況確認調査について(提出要領)

公文健康保険組合では、健康保険法施行規則に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるか定期的に再確認することとしています。被扶養者の認定基準を十分ご理解いただいたうえで、別添「被扶養者確認調書」に正しくご申告いただき、生計維持関係を証明する書類を添えて、調査期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者確認調書の記入方法など

1 6月30日現在の被扶養者登録データを基に被扶養者確認調査の対象者を記載しています

ただし、本年4月1日時点で18歳未満の方 及び 6月1日以降に認定手続き(新規)をされた方は調査対象から外れます

2 記載されている内容に誤りがないかご確認いただき、訂正がある場合は次のとおり手続きをしてください

1 被扶養者から外れる家族の名前が記載されている場合

「被扶養者異動(削除)届」を提出している方は、記載内容を二線抹消のうえ、備考欄に「〇月〇日届済み」と記入する

「被扶養者異動(削除)届」を提出していない方は、備考欄に削除日と削除理由を記入のうえ、至急、提出する ※

2 氏名や生年月日・続柄に誤りがある場合は、二線抹消のうえ赤字で訂正し「記載事項変更・訂正届」を提出する ※

3 住所に誤りがある場合は、二線抹消のうえ赤字で訂正する／空欄の場合は赤字で記入する

※「被扶養者異動(削除)届」・「記載事項変更・訂正届」は公文健康保険組合のホームページからダウンロードできます

提出先：人材サポート部<大阪>(くもん出版・公文エルアイエルは人事担当部署) / 保険証を添付

3 調査対象者に関して現在の状況を正しくご申告ください<<「記入例」参照>>

- ①『税法上の扶養家族で』 … 年末調整の対象になっている家族は「有」を、その他は「無」を選択
- ②『職業・学校・学年』 … 無職無収入の妻(夫)の場合 ⇒「専業主婦(夫)」
妻(夫)以外で無職の場合 ⇒「無職」・「家事手伝い」・「進学準備中」・「就職活動中」
「病気療養中」など状況を具体的に申告する
有職の場合 ⇒「自営業(花屋)」・「フリーランス(執筆活動)」
「パート」・「アルバイト」など職業を具体的に申告する
学生の場合 ⇒「大学2年生」・「短大1年生」・「専門学校生」など
- ③『年金受給者で』 … 年金を受給されている方及び今年中に年金を受給する予定の方は「有」を選択
- ④『年間収入』 … **平成30年1月～12月の年間収入見込み額を記入**
→平成29年分の収入額ではありません
※収入なしの場合は、空欄ではなく「0円」と記入
→無収入であることを申告することが必要
※給与収入は総支給額(通勤費を含む、控除前の額)
算出方法…月平均額×12ヵ月+賞与額 …(高年齢雇用継続給付金がある場合は加算)
※自営業収入は、昨年度の収入(減価償却費等を含む、青色申告特別控除前の額)を基に見込額を記入…収入額が大きく変わる場合は備考欄にその理由も記入
※現在、収入があるが年内にその収入がなくなる予定の方は、収入見込み額の他に備考欄にその理由も記入…(例)10月末退職予定 など
※今年の途中から収入が発生した場合は、収入見込み額の他に備考欄にその理由も記入
(例)3月1日からパートを始める、10月から年金受給開始予定 など
※年金収入は介護保険料控除前の額…非課税対象の遺族年金等も含む
※傷病手当金・出産手当金・失業給付などは受給日数にかかわらず、給付日額×360日を算出
※複数の収入がある場合は、全てを上記ルールどおりに算出し合算
※無職でも収入がある場合は、収入見込み額の外に備考欄に内容(種類)も正しく記入
(例)老齢厚生年金・失業給付・株配当金・不動産収入など
他家族から生活費の援助がある場合はその額も収入に含む

収入は正しく
ご申告ください

認定基準内の収入ですか？
ご確認ください！

★ 年間収入は収入限度額内(130万円/60歳以上は180万円未満)ですか？

★ 月額収入は収入限度額内ですか？年収見込額を収入有の月数で割った額は108,334円(60歳以上は150,000円)未満ですか？

- ⑤『同居別居の区分』 …… 住所が同じであっても、生活(生計)を別々にしている場合は「別居」
また、住民票を移していなくても、単身赴任や就学のために家族と離れて暮らしている場合も「別居」
- ⑥『住所』 …… 被保険者・被扶養者とも、住民票登録地にかかわらず、現在生活をしている住所を記入
※ 単身赴任の場合は赴任先住所、親元を離れて就学している場合は就学先の住所
※ 健康保険組合では住所の届出を必要としていませんが、被扶養者状況確認調査時に情報を更新
※ 郵便番号、建物名も正しく記入

4 被保険者欄の氏名横に押印(シャチハタ印可)又はサインをしてください

5 調査対象者全員の生計維持に関する証明書類を揃えてください⇒「被扶養者状況確認調査専用封筒」裏面参照

6 「被扶養者状況確認調査専用封筒」を使って提出してください

※ 専用封筒には「被扶養者確認調書」と生計維持関係を証明する書類以外のものは絶対に入れないでください

※ 正当な理由もなく、提出期限の8月31日(金)までに書類が提出されない場合は、該当する被扶養者の保険証を7月1日に遡って無効とします

(健康保険法施行規則第50条第7項)

その場合は医療費等の返還請求が発生する場合がありますのでご注意ください

※ 就職および収入が超えた場合の削除日について(公文健康保険組合ホームページより一部抜粋)

1. 社会保険適用事業所に就職した場合は就職した日(健康保険資格取得日)
2. 社会保険適用外事業所に就職した場合、または社会保険に加入できない労働条件の場合は、雇用契約からみて月額108,334円(税・交通費込)以上の継続的な収入が見込める場合は就職した日
3. 月々の収入が定かでないが連続する3か月の収入が108,334円(税・交通費込)を超え、その後も継続して同じ内容の収入が発生する場合は4ヵ月目の1日付

その他、詳細につきましては、下記にてご確認ください。

http://www.kumon-kenpo.or.jp/insurance_certificate/insurance_certificate.html#02

事象発生日に遡って削除の手続きをおこなった場合、医療費等の返還請求が発生する場合がありますのでご注意ください